

地域共生社会の実現

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)。

▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き

→各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

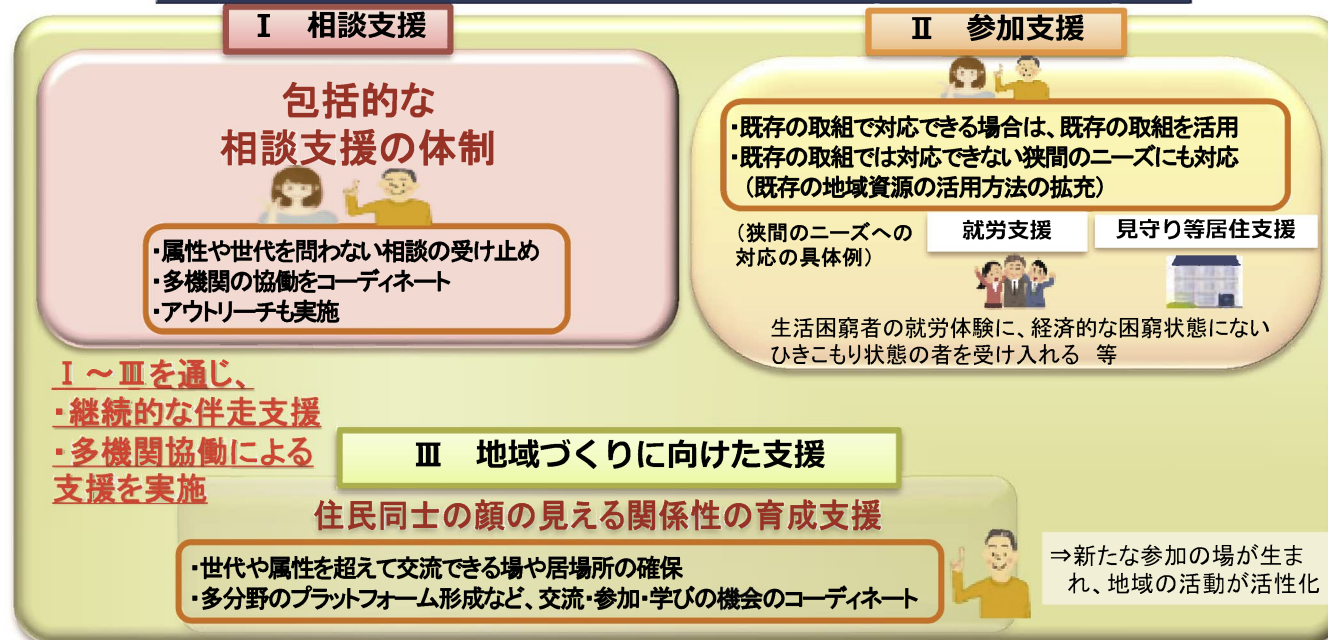
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

重層的支援体制整備事業 (令和3年4月1日施行)



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

② 3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

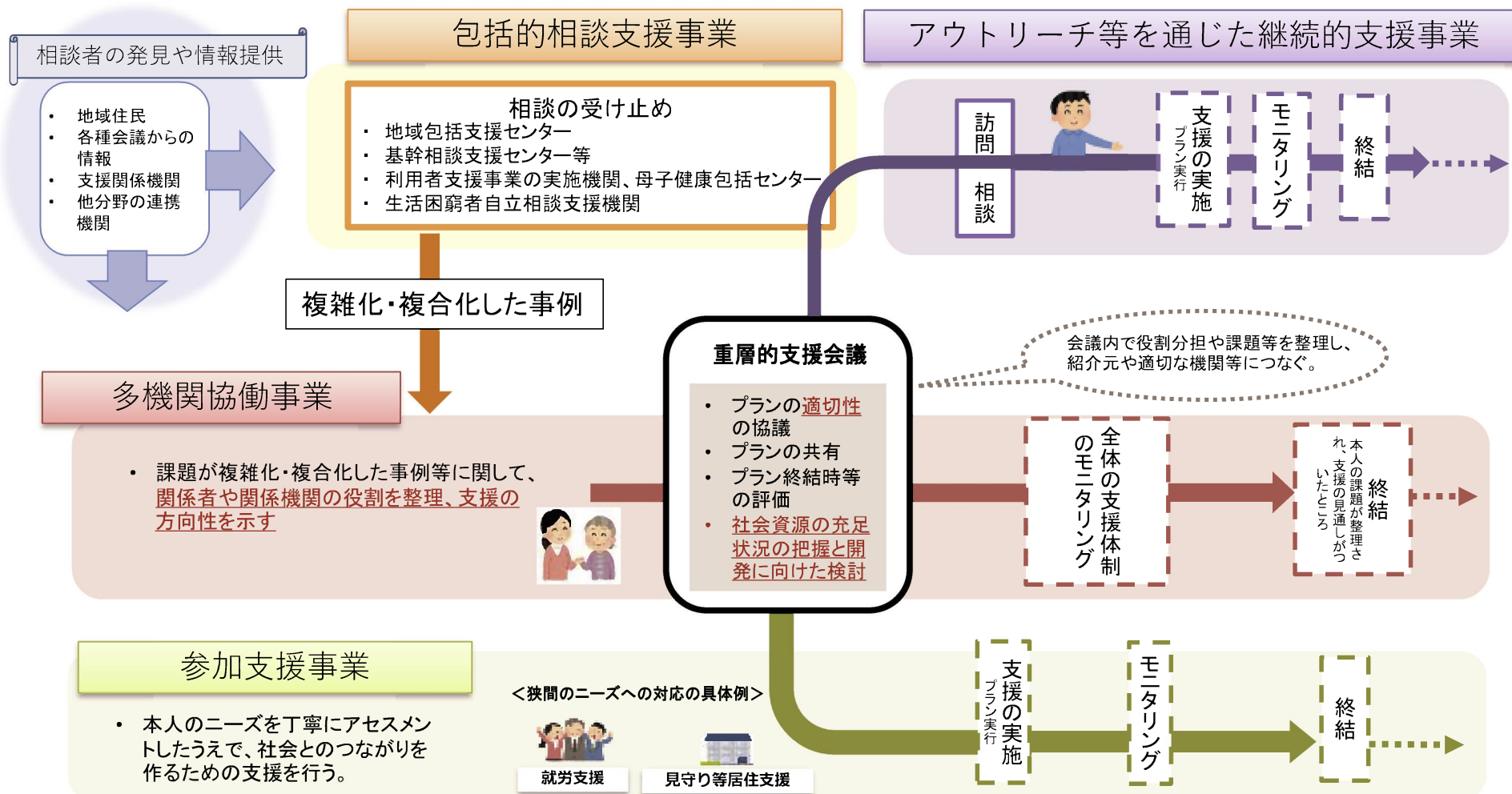
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において**包括的に相談を受け止める**。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、**単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ**。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、**支援に向けた円滑なネットワークをつくる**ことを目指す。
- また、**必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく**。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

白杵市における重層的な支援の推進体制について

- 白杵市における重層的な支援体制の整備にあたって、これまでに高齢者分野を中心に培ってきた地域包括ケアシステム構築のノウハウを活かしつつ、各分野が持つスキルやネットワークを持ち寄るための「人（コーディネーター）」と「場（プラットフォーム）」の機能を整えていく。
- また、わがまちの大きな強みである「地域振興協議会（303の行政区が18カ所の旧小学校区単位でまとまって設立された地域運営組織）」による地域住民の参画と協働を強化するとともに、分野を超えた支援関係者の密な連携を強化できるよう参加型のプロセスを重視した体制整備を推進していく。

相談支援

【**支える力**を高めていく】

どこに相談しても、適切な支援につながる分野横断的な連携体制

多機関・多職種で地域を支える

『個人や世帯を取り巻く環境に働きかけるための
分野横断的な協働体制の整備』

多機関協働の基盤強化

- ・白杵市社会福祉協議会
- ・白杵市医師会
- ・地域包括支援センター
- ・白杵市役所各課
- ・相談支援事業所
- ・市民後見センター
- ・社会福祉法人
- ・ハローワーク
- ・グリーンコープ
- ・ワーカーズコープ
- ・若者支援団体
- ・その他支援関係機関

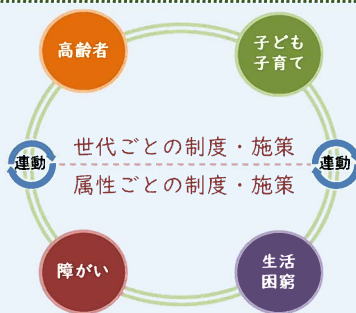
うすきプラットフォーム

～ 分野を問わず、課題や方向性を全体共有～

クロスファンクショナルチーム（CFT）

課題に応じたCFTを随時編成し、機動性を高める

（例：地域交通、人材不足、ヤングケアラー、孤独・孤立対策等）



地域をフィールドにつなぎ、あらゆる人に社会参加の機会を増やし、ゆるやかな見守り等を含む寄り添い型の支援が行える体制づくりを行う

参加支援

生活支援コーディネーター
就労活動支援コーディネーター
就労準備事業者
就労継続支援事業所
等

重層的支援会議

アウトリーチ等（継続的支援）

白杵市役所福祉課
利用者／相談支援事業者
地域包括支援センター
社会福祉協議会
等

地域づくり

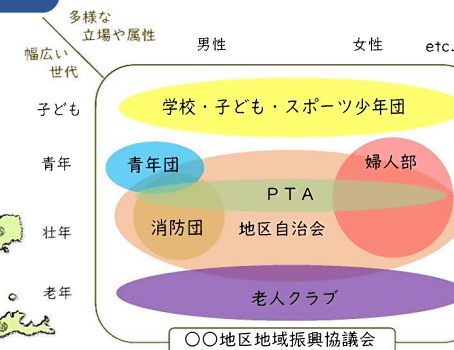
コミュニティで地域を守る

【**守る力**を高めていく】

魅力的な地域づくりと
多様な人々の活躍の場づくり

生活の基盤強化

地域振興協議会のイメージ



※ 団体名はあくまで一例であり、地域ごとに構成団体は異なります。

旧小学校区エリア18カ所すべてに設立された
地域運営組織（地域振興協議会）による「地域間連携」

地域振興懇談会（年2回）

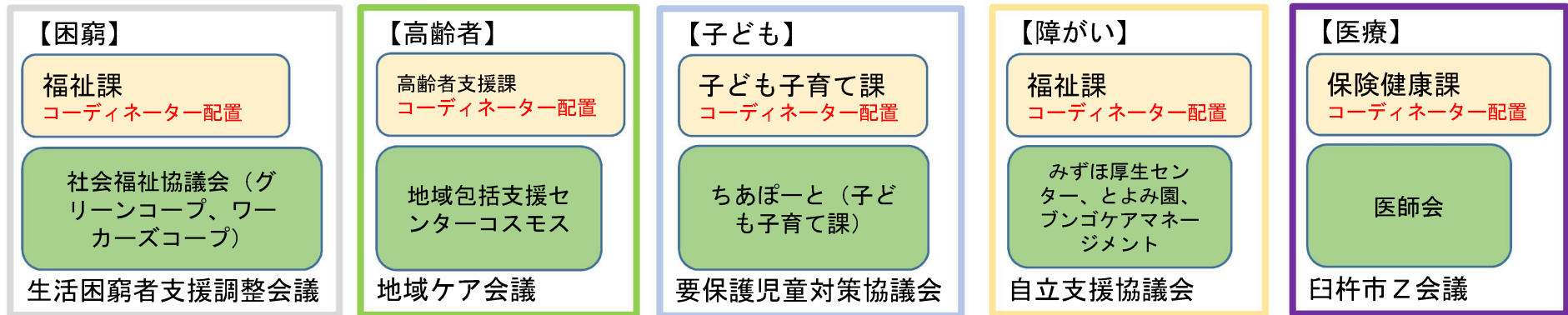
野津ブロック連絡会
（隔月）

白杵ブロック連絡会
（隔月）

◎重層的支援体制整備事業

(1) 各課に重層的支援体制整備事業のコーディネーター（課長代理等）を配置

コーディネーターは重層的支援会議（支援会議）に諮る案件の精度やプランの内容等の基準を庁内で統一するため検討会に参加、また、社会福祉協議会との準備連絡会に参加。



重層的支援会議・支援会議は、生活困窮者支援調整会議と臼杵プラットフォームと合わせて開催することを検討中。

①基本的には各分野で相談を受け止めて、各支援会議等に対応方針を決定して支援をする。他の分野の相談の場合は、関係する相談機関に繋げて対応。

②複数の分野にまたがる案件や対応が難しく支援方針が決定できない案件等、各分野だけでは解決が困難な案件について、本人の同意を得て重層的支援会議で協議する。（本人の同意を得られない場合は、守秘義務のある支援会議で情報を共有する。）

・重層的支援会議に諮る案件については、各課、専門機関でアセスメントシートに基づいて聞き取りを行い、各担当が会議の場で内容を説明する。

案件の課題を整理することによって、各専門機関や課に対応を戻す会議にもなる。

この段階の前に社協と・連携・調整

社協にコーディネーター配置

① 社協が**多機関協働事業**を担い、重層的支援会議を開催（相談機関との連携・調整）

② **重層的支援会議（要同意）**
プランの内容協議、支援の方向性の決定、各関係機関の役割分担等

支援会議（同意不要）
情報共有

(2) 社協と市で重層的支援会議の準備連絡会を定期的開催

プラン作成・実行

検証

再プラン・終結
伴走支援の継続等

③ **参加支援事業**

・個別のニーズに対応した地域の社会資源を活用して社会とのつながり作りを行う。
・支援メニューをコーディネートしマッチングするほか、日頃から支援メニューとしての社会資源の開拓も行う。

参加支援事業やアウトリーチも活用して支援を実施

④ **アウトリーチ等を通じた継続的支援**

・必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。